

審査基準（公表用）

様式第3号

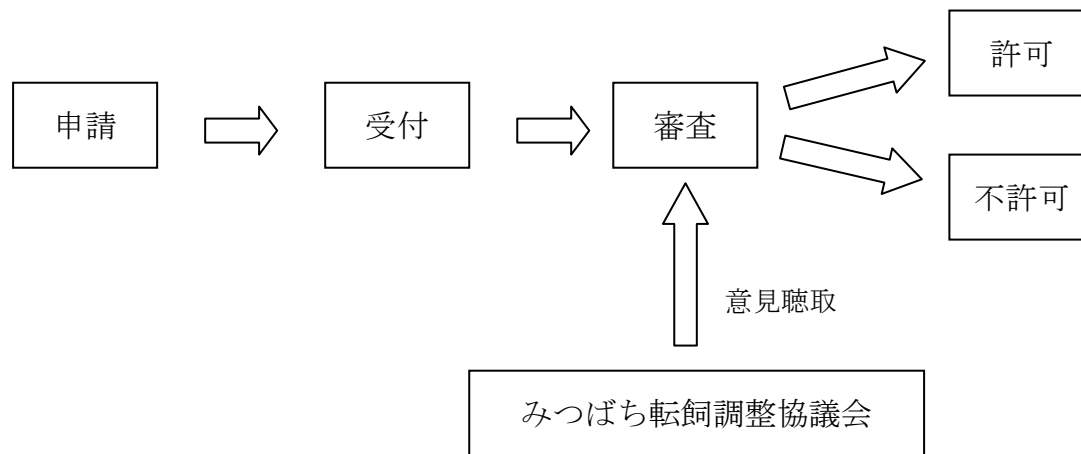
所管部（局）・課 農林水産商工本部 畜産課

法令名	佐賀県みつばち転飼条例	法令の番号	昭和31年佐賀県条例第9号
許認可等の種類	みつばち転飼許可	根拠条項	第3条第1項

転飼許可については、養ほう関係組合代表者、養蜂業者で構成される「みつばち転飼調整協議会」を開催し、養ほう業者間の事前調整結果等に関する意見聴取を行ったうえで、地域の転飼ほう群数の状況や定置ほう群の状況、みつ源の分布状況等を総合的に判断して、個別の転飼申請毎に許可の適否を判定している。

(許可のフローチャート)

審査基準



受付機関	県畜産課	処理機関	県畜産課	交付機関	県畜産課	標準処理期間	45日	目次	NO
						標準経由期間	日		